

ライトフィットネスhonoka 利用料金表 (R6年6月～)

【基本部分】

要介護度	基本利用料(円) 1回につき	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
事業対象者 要支援1・2	2,680	268	536	804

【加算】

加算の種類	加算の要件 (概要)	加算額(円)			
		基本利用料(円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
介護職員処遇 改善加算Ⅲ (1回につき)	当該加算の算定要件 を満たす場合	210	21	42	63

【その他】

入浴設備利用料 (1回につき)	500円
上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。	

※利用上限回数

事業対象者・要支援1	週1回まで
要支援2	週2回まで

上記の基本利用料は、玉野市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領で定める金額であり、その金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします